

平成27年度人間ドック・脳ドック 検診費用助成のお知らせ

年度中1回に限り、人間ドック等の検診費用の一部を助成します。受診する医療機関や受診方法により、申請の仕方が変わりますので、ご注意ください。

申請・問合せ 国民健康保険課国保管理係（内線3442）／各総合支所市民課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

助成対象

- ・国民健康保険に継続して1年以上加入し、納期到来分の保険料を完納している世帯の方
- ・後期高齢者医療制度の被保険者で、納期到来分の保険料を完納している方

申請の方法等

◆**①委託医療機関で人間ドックを受けるとき**

委託医療機関

久喜地区：あらい胃腸科皮フ科クリニック／新井病院／管理センタークリニック／久喜総合病院／久喜メデイカルクリニック／斎藤医院

鷺宮地区：相沢内科医院／岸田医院

受診費用 自己負担額1万円です。委託する検診項目を受診できません。（別途費用がかかる場合があります。詳しくは事前に医療機関にお問い合わせください。）

申請方法 医療機関で受診する前に市に申請してください。自己負担額1万円を受診できる受診票を交付します。申請時に持参するもの 被保険者証

◆**②指定医療機関で人間ドック・脳ドックを受診するとき**

指定医療機関

人間ドック・脳ドック 済生会栗橋病院
人間ドック 北本共済病院人間ドック
健診センター（桶川市）／藤間病院総合健診システム（熊谷市）

助成額 2万3000円
※検診費用が上限です。

申請方法 医療機関に予約した後、受診する前に市に申請してください。検診費用と助成額の差額の支払いで受診できる利用券を交付します。

◆**①・②以外の受診方法で人間ドック・脳ドックを受診するとき**

助成額 2万3000円
※検診費用が上限です。

申請方法 医療機関で受診し、検診費用の全額を支払った後、市に申請してください。後日、助成額を指定の口座に振り込みます。

申請時に持参するもの 被保険者証、領収書（写）、検査結果（写／市の特定健診を受診しない75歳未満の方のみ）、振込先口座番号が分かるもの

海外日本語教師のホームステイ 受け入れ家庭募集

市では、国際交流基金日本語国際センター研修生（海外で日本語を教える外国人教師）が、日本の家庭生活を体験する目的でホームステイをする際の受け入れ家庭を随時募集しています。

宿泊日程 原則土曜日から日曜日までの1泊2日（年間8回の日程から受け入れ希望日を登録）

登録条件 ①市内在住者で、研修生用に1部屋を提供でき、家族で受け入れができること ②受け入れ日に、日本

年金コラム

退職による特例免除制度

厚生年金等に加入していた方が退職し、国民年金の加入者となった際には国民年金保険料を納めることになりません。経済的に納付が困難な方には、申請により保険料の納付が免除できる特例免除制度があります。この特例免除制度は、退職者本人の所得状況を除外して審査が行われますが、配偶者、世帯主に一定の所得がある場合には、免除が認められない場合があります。

手続きに必要なもの 年金手帳等の基礎年金番号の分かるもの、認め印、退職の確認できる公的機関の証明の写し（離職票、雇用保険受給資格者証）、代理で申請する場合は代理の方の本人確認書類

免除期間の取り扱い

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族

語国際センター（JR北浦和駅から徒歩約8分）まで研修生を迎えに行くことができます。

登録方法・問合せ 電話またはFAX・Eメール（住所・氏名・電話番号を記入）で、自治振興課自治振興係（内線2623／☎22・3319／Eメール jichishinko@city.kuki.lg.jp）へ

※詳しくは、市ホームページからご覧になれます。

基礎年金受給資格に算入されます。

・老齢基礎年金を受給する時には2分の1の年金額が保障されます。

・保険料の免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

免除期間の保険料を納める場合

免除期間は、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。追納で、免除期間が納付済となり老齢基礎年金の年金額に算入されます。

また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

問合せ 春日部年金事務所 ☎04

8・737・7112／市民課（総合窓口）市民係（内線2663）／各総合支所市民課（菖蒲・内線121／栗橋・内線215／鷺宮・内線126）